

**令和 5 年度 山口市森林資源解析等業務  
特記仕様書**

**令和 5 年 6 月**

**山口市 農林水産部 農林整備課**

# 目次

<b>第 1 章</b>	<b>総則</b> .....	<b>4</b>
第 1 条	業務の名称 .....	4
第 2 条	業務期間 .....	4
第 3 条	業務の目的 .....	4
第 4 条	関連法令等 .....	4
第 5 条	技術力の確保 .....	4
第 6 条	関係官公庁への手続きの支援 .....	5
第 7 条	土地の立入 .....	5
第 8 条	紛争回避 .....	5
第 9 条	事故報告 .....	5
第 10 条	損害賠償 .....	5
第 11 条	測量機器の検定 .....	5
第 12 条	検査及び瑕疵 .....	5
第 13 条	成果品の帰属 .....	6
第 14 条	情報セキュリティー及び個人情報保護 .....	6
第 15 条	打合せ協議 .....	6
第 16 条	再委託 .....	6
第 17 条	貸与資料 .....	6
第 18 条	その他 .....	7
第 19 条	業務概要 .....	7
第 20 条	業務箇所 .....	7
<b>第 2 章</b>	<b>計画準備</b> .....	<b>8</b>
第 21 条	全体計画 .....	8
第 22 条	資料収集 .....	8
第 23 条	データ整理 .....	8
<b>第 3 章</b>	<b>地形データ解析</b> .....	<b>8</b>
第 24 条	対象範囲データの抽出 .....	8
第 25 条	グリッドデータ作成 .....	8
第 26 条	等高線データ作成 .....	9
第 27 条	数値地形図データファイル作成 .....	9
第 28 条	微地形表現図の作成 .....	9
第 29 条	傾斜区分図の作成 .....	9
第 30 条	路網図の作成 .....	9

<b>第4章</b>	<b>森林情報解析</b> .....	<b>9</b>
第31条	森林情報解析結果の分析 .....	9
第32条	林相区分図作成.....	10
第33条	樹頂点の抽出 .....	10
第34条	現地調査 .....	10
第35条	精度検証 .....	10
第36条	森林資源情報のとりまとめ .....	10
<b>第5章</b>	<b>意向調査実施計画（案）の策定</b> .....	<b>11</b>
第37条	意向調査実施計画の策定の概要 .....	11
第38条	森林経営計画の把握 .....	11
第39条	ゾーニング用傾斜区分図の作成 .....	11
第40条	路網整備状況の把握 .....	11
第41条	ゾーニング用林相区分図の作成 .....	11
第42条	対象森林の抽出条件の検討 .....	11
第43条	意向調査対象森林の抽出 .....	12
第44条	優先度評価基準の設定 .....	12
第45条	地域精通者へのヒアリング .....	12
第46条	意向調査実施計画（案）の検討 .....	12
第47条	意向調査実施計画（案）の策定 .....	12
<b>第6章</b>	<b>その他提案</b> .....	<b>13</b>
第48条	その他提案 .....	13
<b>第7章</b>	<b>成果品及びその他提案</b> .....	<b>13</b>
第49条	成果等の整理 .....	13
第50条	成果品 .....	13

## 第1章 総則

本仕様書は、令和5年度山口市森林資源解析等業務について適用され、受託者が実施しなければならない一般事項を定めたものである。

### 第1条 業務の名称

令和5年度山口市森林資源解析等業務

### 第2条 業務期間

契約締結日から令和6年3月8日まで

### 第3条 業務の目的

山口市における林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理を図るため、市内の森林域（民有林）において航空レーザ計測を用いた森林資源解析を実施し、森林資源情報の高精度化・高度利用化を図るものである。また、解析結果を活用し、市内の一部地域の森林におけるゾーニングを行い、森林経営管理意向調査実施計画を作成し、本市の森林経営管理制度の円滑な運用に資することを目的とする。

### 第4条 関連法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書、契約書によるほか、下記の関連法令等に準拠して行うものとする。関連法令等が履行期間中に変更（更新）となった場合は、最新版を適用するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合、あるいは、指示を受けた場合はこの限りではない。

- ① 森林法（昭和26年法律第249号）及び施行規則（昭和26年農林省令第54号）
- ② 測量法（昭和24年法律第188号）及び施行規則（昭和24年建設省令第16号）
- ③ 航空法（昭和27年法律第231号）及び施行規則（昭和27年運輸省令第56号）
- ④ 森林経営管理法（平成30年法律第35号）及び施行規則（平成30年農林水産省令第78号）
- ⑤ 山口市公共測量作業規程（平成17年10月1日訓令第20号）
- ⑥ 林野庁測定規程（平成29年4月改正 林野庁）
- ⑦ 国土交通省公共測量作業規程（平成28年3月31日国国地第190号）
- ⑧ 山口県業務委託共通仕様書（令和元年10月改正）
- ⑨ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ⑩ 森林資源データ解析・管理標準仕様書案 Ver.2（令和4年7月改訂 日本森林技術協会，日本林野測量協会）
- ⑪ 森林経営管理制度に係る事務の手引 その1（令和4年4月14日改定林野庁森林利用課）
- ⑫ 森林・林業分野における航空レーザ計測積算ハンドブック（令和4年11月 日本林野測量協会）
- ⑬ その他関係法令、規則通達等

### 第5条 技術力の確保

本業務の実施にあたり、航空レーザ計測及び森林資源解析等に関する相当の知識、経験に加え、成果

品の品質保証、情報管理における信頼性を確保するため、受託者は以下に示す技術者を配置すること。

- ① 管理技術者は、測量士及び技術士（森林部門）の資格を有し、自治体において計測密度4点/㎡以上の航空レーザ計測及び森林資源解析の実務経験がある者とする。
- ② 照査技術者は、空間情報総括監理技術者の資格を有し、自治体において計測密度4点/㎡以上の航空レーザ計測及び森林資源解析の実務経験がある者とする。
- ③ 担当技術者は、測量法第49条に規定する測量士または測量士補の登録があり、自治体において計測密度4点/㎡以上の航空レーザ計測及び森林資源解析の実務経験がある者とする。

#### 第6条 関係官公庁への手続きの支援

本業務の実施にあたり必要な関係官公庁への諸手続きや折衝が必要な場合、受託者が事務書類等の作成支援を行うものとする。

#### 第7条 土地の立入

受託者は、測量等のため国有・公有又は私有地に入るときは、委託者より発行する身分証明書を携帯し、土地所有者等関係人から提示を求められたときはこれを提示しなければならない。

#### 第8条 紛争回避

本業務は、公共用地内で作業することを原則とするが、私有地に立ち入る必要がある場合には、測量法第15条を遵守して、住民との紛争を起さぬよう十分に注意しなければならない。

#### 第9条 事故報告

受託者は、本業務の実施にあたり、委託者から提供された情報を漏えい、毀損、又は滅失したときは直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

#### 第10条 損害賠償

受託者が業務の履行に関し、自己の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、受託者の負担において委託者の指定する期限までに現状に回復し、又はその損害を全額賠償するものとする。

#### 第11条 測量機器の検定

本業務に使用する測量機器は、精度の保持及び測量成果の保管に適し得るものとし、公益社団法人日本測量協会等の機関で定める検定基準による検定を受け、合格したものでなければならない。

#### 第12条 検査及び瑕疵

- ① 受託者は本業務を完了したときは、遅滞なく関係書類を提出の上、速やかに検査を受けなければならない。
- ② 前項の検査に合格しない場合には、委託者が指定する期間内に問題箇所の修正を行い、再検査を受けなければならない。

- ③ 本業務を完了し、成果品を引き渡した後においても、その内容に受託者の過失による不良箇所が発見された場合、受託者は責任を持って速やかに修正するものとする。
- ④ なお、瑕疵の修正の請求は成果品の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

### 第13条 成果品の帰属

本業務の成果品は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条及び第47条3に定める全ての権利並びに民法（明治29年4月27日法律第89号）第206条に定める所有権（以下、「著作権等」という。）を委託者が所有する。

また、受託者は本業務の成果品を、委託者の許可なく第三者に複製、公表、貸与及び使用してはならない。

### 第14条 情報セキュリティ及び個人情報保護

業務を行う上で、取り扱う行政情報（貸与資料等）に対してのセキュリティ管理の徹底を保证するため、ISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)及びJISQ15001(プライバシーマーク)を取得しているものとし、発注者の承認を得た上で業務を遂行するものとする。

### 第15条 打合せ協議

本業務における打合せ協議は、着手前、中間（2回）、完了時の延べ4回を標準とし、時期等については監督員と打合せして決定することとする。

なお、業務の実施状況については、逐次、監督員に報告するものとする。

### 第16条 再委託

受注者は、本業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等を原則として再委託することができない。また、コピー、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理等の簡易な業務以外の再委託にあたっては、委託者の承諾を得なければならない。

### 第17条 貸与資料

本業務を遂行するにあたり、委託者は受託者に各号に掲げる資料を貸与するものとするが、委託者は、貸与資料の取り扱いについては十分に注意し、破損、汚損のないように慎重に取り扱わなければならない。

また、貸与された資料等については、委託者の許可なく複製してはならず、本業務以外での利用を禁止する。本業務完了後は速やかに委託者に貸与資料を返却しなければならない。

- ① 森林計画図（Shape 形式）
- ② 森林簿（CSV 形式）
- ③ 林地台帳（CSV 形式）及び地図（Shape 形式）
- ④ 林道・作業道データ（Shape 形式）
- ⑤ 造林補助申請等の施業履歴データ（Shape 形式）
- ⑥ 治山区域ポリゴンデータ（Shape 形式）
- ⑦ 航空写真（TIFF または JPEG 形式（公共座標ファイル付））

- ⑧ 山口市森林経営計画(Shape 形式)
- ⑨ 令和4年度 山口県航空レーザ計測・資源解析業務 業務成果品
- ⑩ 航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（近畿中国1地区） 業務成果品（国土地理院）
- ⑪ その他業務に必要な資料

## 第18条 その他

本業務仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、委託者と受託者で協議のうえ決定し実施することとする。

## 第19条 業務概要

本業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 計画準備
  - ① 全体計画
  - ② 資料収集
  - ③ データ整理
- (2) 地形解析
  - ① 対象範囲データの抽出
  - ② グリッドデータ作成
  - ③ 等高線データの作成
  - ④ 数値地形図データファイルの作成
  - ⑤ 微地形表現図の作成
  - ⑥ 傾斜区分図の作成
  - ⑦ 路網図の作成
- (3) 森林資源解析
  - ① 林相区分図作成
  - ② 樹頂点の抽出
  - ③ 現地調査
  - ④ 精度検証
  - ⑤ 森林資源情報のとりまとめ
- (4) 意向調査実施計画（案）の策定
  - ① 森林経営計画の把握
  - ② ゾーニング用傾斜区分図の作成
  - ③ 路網整備状況の把握
  - ④ ゾーニング用林相区分図の作成
  - ⑤ 対象森林の抽出条件の検討
  - ⑥ 意向調査対象森林の抽出
  - ⑦ 地域精通者へのヒアリング
  - ⑧ 意向調査実施計画（案）の検討
  - ⑨ 意向調査実施計画（案）の策定
- (5) その他提案
- (6) 成果品とりまとめ

## 第20条 業務箇所

- (1) 地形解析及び森林資源解析

阿東地域、徳地地域のうち 20,000ha（レーザ計測解析が未実施地域とし、(2)の対象範囲を含むこと。詳細は委託者と協議の上決定するものとする。）

- (2) 意向調査実施計画(案)の策定

徳地野谷地域

## 第2章 計画準備

### 第21条 全体計画

本業務の実施にあたり、業務の目的及び趣旨を十分に理解したうえで、作業の方法、使用する主要な機器、実施体制、工程計画、精度管理、安全管理等について適切な作業計画を立案し、関係機関への手続き等を適切に行うものとする。

### 第22条 資料収集

本業務の実施にあたり必要となる第17条記載の資料について収集を行う。資料の収集に際して関係官公庁との調整または諸手続きが必要な場合は、受託者が速やかに実施し、その内容を報告すること。

### 第23条 データ整理

資料収集にて整理した各種データについて、その内容を確認するとともに、後続作業で使用可能なデータ形式に変換するなど、整理を実施するものとする。

なお、資料がデータ化されていないもの等については委託者と受託者で協議のうえその取扱いを決定するものとする。

## 第3章 地形データ解析

### 第24条 対象範囲データの抽出

対象範囲データの抽出は「航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（近畿中国1地区）」の業務成果品から、本業務対象範囲の以下のデータの抽出を行い、整理を行うものとする。

- ① 三次元計測データ（LAS形式）
- ② オリジナルデータ（LAS形式）
- ③ グラウンドデータ（LAS形式）
- ④ 1mグリッドデータ（csv形式）
- ⑤ 1mグリッドデータ（メッシュ形式：csv及びlem形式）
- ⑥ 水部ポリゴンデータ（Shape形式）
- ⑦ 航空レーザ用写真地図データ及び位置情報ファイル

### 第25条 グリッドデータ作成

グリッドデータは、グラウンドデータから内挿補間により、格子間隔0.5mの標高データを作成するものとする。

2 グリッドデータは地図情報レベル2500国土基本図の1/4図郭（1km×0.75km）単位とし、データ形式はカンマ区切りで記録したCSV形式（メッシュ構造）及びX,Y,Zをスペース区切りで記録したテキスト形式で作成するものとする。



#### 第26条 等高線データ作成

グリッドデータから自動生成により、主曲線1m、計曲線5m間隔の等高線データを作成するものとする。また委託者との協議により、森林施業への活用を目的としてデータの軽量化や主曲線間隔を変更したデータも作成するものとする。

#### 第27条 数値地形図データファイル作成

各工程で抽出または作成したデータから下記の数値地形図データファイルを作成するものとする。

- ① 0.5mグリッドデータ
- ② 等高線データ

#### 第28条 微地形表現図の作成

航空レーザ計測のデータを利用して、地形の凹凸を視覚的に表現した微地形表現図を作成するものとする。微地形表現図は幅広い成果の拡張を考慮して、作成方法が公開されているCS立体図を作成するものとする。

#### 第29条 傾斜区分図の作成

航空レーザ計測のデータを利用して、地形の傾斜を解析した傾斜区分図を作成するものとする。傾斜の区分は、①0度以上15度未満、②15度以上20度未満、③20度以上25度未満、④25度以上30度未満、⑤30度以上35度未満、⑥35度以上40度未満、⑦40度以上45度未満、⑧45度以上50度未満、⑨50度以上の9区分とするが、詳細は委託者と協議の上決定するものとする。

#### 第30条 路網図の作成

路網図は、微地形表現図を判読し、林道および作業道の路網を抽出して、路網図を作成するものとする。

### 第4章 森林情報解析

#### 第31条 森林情報解析結果の分析

本業務で実施する森林情報解析と「令和4年度 山口県航空レーザ計測・資源解析業務(以下、「過年度業務」という。)」において実施した解析の算出根拠の統一を図るため、以下の内容について分析、整理を行うこと。なお、これに係る過年度業務受注者との打合せ、交通費、データ変換費、機材調達及び調整費などの諸費用は受注者が負担すること。

- (1) 胸高直径の推定に用いている回帰モデル及び回帰式の設定根拠
- (2) 過年度業務の現地調査実施箇所の設定根拠

### 第32条 林相区分図作成

業務範囲内の民有林を対象とし、航空レーザ計測データ等を活用してスギ、ヒノキ類、マツ類、広葉樹、竹林、新植地等に区分し林相区分図を作成するものとする。樹種の区分においては、委託者と協議して決定するものとする。なお林相の確認は、林相識別図（特徴量画像）を作成し、レーザ成果の特長を生かし、林相境を明確に表現した上で実施するものとする。

### 第33条 樹頂点の抽出

スギ、ヒノキの針葉樹を対象に航空レーザ計測成果から樹頂点の位置を抽出し、単木位置情報を整備するものとする。単木情報には、樹高、胸高直径、樹冠長、樹冠面積等の情報を取得するものとする。

### 第34条 現地調査

航空レーザ計測成果から解析する森林資源情報の検証と胸高直径の推定のため、スギ、ヒノキについて、現地調査を行うものとする。調査プロットは0.04haを基準に設け、スギ30箇所、ヒノキ30箇所の計60箇所設定するものとする。また調査プロットの状況が把握できるようにデジタルカメラで現況を記録するものとする。

調査結果は一覧としてとりまとめ、胸高直径の回帰式の作成や森林資源解析の検証に使用するものとする。

なお、現地調査の際は過年度業務との整合性を担保する観点より、過年度業務と同一精度の機材・手法により実施すること。

### 第35条 精度検証

解析データの精度検証として、計測したスギ、ヒノキ類の樹頂点情報を使用して、立木本数、樹高、胸高直径の精度について検証を行うものとする。解析平均誤差は20%として、これを超えるプロットがある場合は、その原因を確認して委託者と協議を行うものとする。

また、「令和4年度 山口県航空レーザ計測・資源解析業務」の業務成果との比較を行い、整合性についても確認するものとする。

### 第36条 森林資源情報のとりまとめ

作成した森林情報を小班単位等で集計して、森林情報一覧を作成するものとする。集計の単位は委託者と協議して決定するものとする。また蓄積分布図や平均樹高分布図などの各種解析図や解析範囲ポリゴン等を作成し成果として取りまとめるものとする。

また、地籍調査完了地区については、作成した各種森林情報を地番界毎でも集計するものとする。小班単位及び地番界単位で森林情報を集計し、範囲内での材積データも纏めるものとする。

## 第5章 意向調査実施計画（案）の策定

### 第37条 意向調査実施計画の策定の概要

意向調査実施計画（案）の策定は適切に経営管理されていない森林や林業経営上の条件が良い森林を抽出し、今後の森林経営管理制度に基づく森林所有者意向調査及び経営管理権策定の推進に必要な基礎資料を作成するものである。

- 2 本業務の実施にあたっては、これまでに整理、作成した各種データを使用するものとする。
- 3 本業務の実施にあたって、発注者の保有する既存の情報（森林計画図や森林簿等）とこれまでに本業務で整理、作成した各種データに明らかな齟齬がある場合は、その内容を委託者に報告の上、その取扱いを協議の上決定するものとする。

### 第38条 森林経営計画の把握

森林経営計画の把握は森林組合や公益財団法人やまぐち農林振興公社等の森林経営計画を参考として、最新の森林経営計画の範囲を確認し、計画の対象となる森林を整理するものとする。

### 第39条 ゾーニング用傾斜区分図の作成

ゾーニング用傾斜区分図は第29条で作成した傾斜区分図と森林簿を重ね合わせ、森林簿の小班ごとにデータの整理を行うものである。傾斜の区分は第29条記載の内容とするが、詳細は委託者と協議の上決定するものとする。

- 2 ゾーニング用傾斜区分図はラスター形式で整理するものとする。

### 第40条 路網整備状況の把握

路網整備状況の把握は第30条で作成した路網図と森林簿を重ね合わせ、最寄りの林道または作業道等からの距離を計測し、データの整理を行うものである。

- 2 距離の区分は、①100m以内、②1～200m、③2～300m、④3～400m、⑤4～500m、⑥500m以上とするが、詳細は委託者と協議の上決定するものとする。
- 3 データの作成単位は森林簿の小班ごととし、路網から小班図形の中心までの距離に応じて整理するものとする。

### 第41条 ゾーニング用林相区分図の作成

ゾーニング用林相区分図の作成は第32条で作成した林相区分図と森林計画図を重ね合わせ、森林計画図の小班ごとに人工林及び私有林の分布状況の整理を行うものとする。

### 第42条 対象森林の抽出条件の検討

対象森林の抽出条件の検討は意向調査の対象となる「適切に経営管理が行われていない森林」を抽出する条件を検討するものであり、「森林経営管理制度に係る事務の手引き（その1）令和4年4月林野庁森林利用課」を参考に、委託者と協議の上、以下の森林の定義と抽出条件を検討するものとする。

- (1) 経営管理が行われていない森林

(2) 経営管理が行われていないおそれがある森林

第43条 意向調査対象森林の抽出

意向調査対象森林の抽出は、前条で定義された条件に基づき、GISを用いて経営管理が行われていない森林及び経営管理が行われていないおそれがある森林の抽出を行うものとする。

- 2 抽出は森林簿の小班ごとに行い、意向調査対象森林の候補図として整理を行うものとする。
- 3 属性データに付与する項目やデータ定義については委託者と協議の上決定するものとする。

第44条 優先度評価基準の設定

優先度評価基準の設定は①樹種、②齢級、③路網からの距離、④傾斜、⑤材積、⑥地形的リスクのそれぞれについて各条件の優先順位や重み付けを検討し、意向調査の優先度評価基準を定めるものである。なお、詳細は委託者と協議の上決定するものとする。

第45条 地域精通者へのヒアリング

地域精通者へのヒアリングは以下の条件等について、森林組合等の地元の森林管理の担い手にヒアリングを実施するものである。

- (1) 対象森林の抽出条件
- (2) 優先順位評価基準
- (3) その他特筆すべき地域特性

2 ヒアリングは図面やGISを使用するなどして効果的な説明を行い、適切な助言等を得られるように留意すること。

- 3 ヒアリングの結果は委託者と協議の上、対象森林抽出結果及び優先度評価基準に反映を行うこと。

第46条 意向調査実施計画（案）の検討

意向調査実施計画（案）の検討は、意向調査対象森林に対して、前条までに整理した条件等に基づいて優先度評価を行い、意向調査実施計画（案）を策定するものである。

- 2 評価は小班及び旧市町村、大字、字、林班、準林班等の地区単位で実施するものとする。
- 3 地区単位の設定方法は発注者と協議の上決定すること。
- 4 地区の評価は小班ごとの評価を踏まえて、まとめりや地域性等を考量し実施するものとする。
- 5 優先度評価結果は小班及び地区ごとに優先度評価リスト及び意向調査対象森林位置図としてGISに搭載できる形式で取りまとめるものとする。

第47条 意向調査実施計画（案）の策定

意向調査実施計画（案）の策定は前条までの検討結果について、意向調査実施計画（案）として取りまとめるものとする。

- 2 実施計画（案）には優先順位の数値設定根拠等を詳細に記載するものとする。
- 3 とりまとめは全体版と住民公開用の概要版を作成するものとする。
- 4 作成するデータは汎用PCやスマートフォンで閲覧が容易に行えるよう、配慮したものとすること。

## 第6章 その他提案

### 第48条 その他提案

その他提案により、業務内容としたものを作成する。

## 第7章 成果品及びその他提案

### 第49条 成果等の整理

製品仕様書が規定するデータ品質を満足しているか評価することとし、品質評価手順に基づき品質評価を実施するものとする。

### 第50条 成果品

本業務の成果品等は次のとおりとすること。

#### (1) 地形データ解析

##### ① 数値地形図データファイル

- ・ 0.5mグリッドデータ (csv 形式)
- ・ 0.5mグリッドデータ (メッシュ形式: csv 及び lem 形式)
- ・ 等高線データ
- ・ 格納データリスト

##### ② 製品仕様書、品質評価表、メタデータ

##### ③ 微地形表現図 (CS 立体図: TIFF 形式)

##### ④ 傾斜区分図 (TIFF 形式)

##### ⑤ 路網図 (Shape 形式)

#### (2) 森林資源解析

##### ① 林相区分図 (Shape 形式)

##### ② 林相識別図 (特徴量画像: TIFF 形式)

##### ③ 樹頂点データ (Shape 形式)

##### ④ 森林資源情報ポリゴン (Shape 形式) 及び一覧表 (CSV 形式)

##### ⑤ 各種解析図 (TIFF 形式)

- ・ 平均樹高分布図
- ・ 立木密度分布図
- ・ 推定蓄積分布図
- ・ 収量比数分布図
- ・ 相対幹距比分布図

##### ⑥ 森林解析範囲ポリゴン (Shape 形式)

#### (3) 意向調査実施計画 (案)

##### ① 意向調査実施計画 (案)

##### ② 意向調査実施計画 (案) 概要版

- ③ 優先度評価リスト
- ④ 意向調査対象森林位置図(shape 形式)
- (4) その他提案
  - ① その他提案により提案した成果
- (5) その他
  - ① 業務報告書
  - ② 電子成果品 (HDD) その他委託者が指示するもの